第二十七条第三項及び第四項	母子家庭自立支援教育訓練給付金	父子家庭自立支援教育訓練給付金
第二十八条第一項	第三十一条第二号	第三十一条の十において準用する法第三十一条第二号
	母子家庭高等職業訓練促進給付金	父子家庭高等職業訓練促進給付金
	配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの	配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの
第二十八条第三項	母子家庭高等職業訓練促進給付金の額	父子家庭高等職業訓練促進給付金の額
第二十八条第三項第一号	母子家庭高等職業訓練促進給付金	父子家庭高等職業訓練促進給付金
	第三十一条	第三十一条の十において準用する法第三十一条
第二十八条第四項	母子家庭高等職業訓練促進給付金	父子家庭高等職業訓練促進給付金
第二十九条第二項	母子家庭高等職業訓練修了支援給付金	父子家庭高等職業訓練修了支援給付金
第二十九条第二項第一号	配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの	配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの
第二十九条第四項	母子家庭高等職業訓練修了支援給付金	父子家庭高等職業訓練修了支援給付金

（厚生労働省令への委任）

第三十一条の十　前条第一項並びに同条第二項において準用する第二十七条、第二十八条及び第二十九条第二項から第四項までに定めるもののほか、父子家庭自立支援教育訓練給付金、父子家庭高等職業訓練促進給付金及び父子家庭高等職業訓練修了支援給付金の支給の手続その他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

附則第三条中「修学資金」を「母子修学資金」に、「修業資金」を「母子修業資金」に、「就職支度資金」を「母子就職支度資金」に、「就学支度資金」を「母子就学支度資金」に改める。

附則第五条の見出し中「高等職業訓練促進給付金」を「母子家庭高等職業訓練促進給付金」に改め、同条中「までに」の下に「整備政令第一条の規定による改正前の」を加え、「同項に」を「第二十八条第一項に」に、「高等職業訓練促進給付金」を「母子家庭高等職業訓練促進給付金」に改め、同条を附則第六条とする。

附則第四条の見出し中「高等職業訓練促進給付金」を「母子家庭高等職業訓練促進給付金」に改め、同条中「現に」の下に「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十六年政令第三百十三号。次条において「整備政令」という。）第一条の規定による改正前の」を加え、「同令」を「母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令」に、「同項に」を「第二十八条第一項に」に、「高等職業訓練促進給付金」を「母子家庭高等職業訓練促進給付金」に改め、同条を附則第五条とし、附則第三条の次に次の一条を加える。

（法附則第六条第一項第四号に規定する政令で定める資金）

第四条　法附則第六条第一項第四号に規定する政令で定める資金は、次に掲げる資金とする。

一　法附則第六条第一項に規定する四十歳以上の配偶者のない女子（以下この条において単に「四十歳以上の配偶者のない女子」という。）の就職に際し必要な資金

二　四十歳以上の配偶者のない女子が医療又は介護を受けるのに必要な資金

三　四十歳以上の配偶者のない女子が法附則第六条第一項第三号に規定する知識技能を習得している期間中の生活を維持するのに必要な資金

四　四十歳以上の配偶者のない女子が医療又は介護を受けている期間中の生活を維持するのに必要な資金

五　四十歳以上の配偶者のない女子が失業している期間中の生活を維持するのに必要な資金

六　住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金

七　住居を移転するために必要な住宅の賃借に際し必要な資金

八　法附則第六条第一項第二号に規定する被扶養者（次号において単に「被扶養者」という。）の高等学校、大学、高等専門学校若しくは同項第三号に規定する知識技能を習得させる施設であつて厚生労働大臣が定めるものへの入所に際し必要な資金

九　被扶養者の婚姻に際し必要な資金

（児童扶養手当法施行令の一部改正）

第二条　児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第三十一条に規定する母子家庭自立支援給付金」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）第二十九条第一項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第三十一条の九第一項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金」に、「母子家庭自立支援給付金等」を「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」に改める。

第四条第一項中「母子家庭自立支援給付金」を「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」に改め、同条第二項中「該当する」を「掲げる」に、「掲げる」を「定める」に改め、同項第一号中「者については、当該」を「者　当該」に改め、同項第二号中「者については、その」を「者　その」に改め、同項第三号中「養育者に限る。）については、二十七万円」を「母及び父を除く。）　二十七万円」に改め、同項第四号中「者については、二十七万円」を「者　二十七万円」に改め、同項第五号中「者については、当該」を「者　当該」に改める。

（児童扶養手当法施行令の一部改正）

第三条　児童扶養手当法施行令の一部を次のように改正する。

第二条を削り、第一条の三を第二条とする。

第六条の次に次の三条を加える。

（法第十三条の二第一項第四号の政令で定める法令）

第六条の二　法第十三条の二第一項第四号に規定する政令で定める法令は、次のとおりとする。

一　国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）

二　船員法（昭和二十二年法律第百号）

三　災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）

四　労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律（昭和二十二年法律第百六十七号）

五　警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）

六　海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和二十八年法律第三十三号）

七　証人等の被害についての給付に関する法律（昭和三十三年法律第百九号）

（法第十三条の二第一項の規定による手当の支給の制限）

第六条の三　法第十三条の二第一項の規定による母又は養育者（以下この項において「母等」という。）に対する手当の支給の制限は、月を単位として、次の各号に掲げる受給資格者（法第六条第一項に規定する受給資格者をいう。次条第一項において同じ。）の区分に応じ、公的年金給付等合算額（法第十三条の二第一項第一号に規定する公的年金給付の額、同項第二号に規定する公的年金給付（同号に規定する加算に係る部分に限る。）の額及び同項第四号に規定する遺族補償等の額を合算して得た額をいう。以下この項において同じ。）が当該各号に定める額未満であるときは手